

平成29年度幼稚部・高等部入学志願者

募集要項

高知県立盲学校

1 募集学部、定員等

学部等		学年	定員
幼稚部		3歳児～5歳児	3名程度
高等部	普通科	第1学年	8名程度
	保健理療科		
高等部専攻科	理療科		

2 出願資格

視覚障害の程度が学校教育法施行令第22条の3の表に規定する程度の者で、次の(1)から(3)の事項に該当する者。

(1) 幼稚部

平成23年4月2日から平成26年4月1日までに生まれた者

(2) 高等部

- ア 平成29年3月に特別支援学校の中学部、中学校又は義務教育学校を卒業する見込みの者
- イ 特別支援学校の中学部、中学校又は義務教育学校を卒業した者
- ウ 特別支援学校の中学部、中学校又は義務教育学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者

(3) 高等部専攻科

- ア 平成29年3月に特別支援学校の高等部又は高等学校を卒業する見込みの者
- イ 特別支援学校の高等部又は高等学校を卒業した者
- ウ 特別支援学校の高等部又は高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者

3 障害の判定

選考検査以降、高知県障害者教育支援委員会を開催し、障害の程度が学校教育法施行令第22条の3に該当するか否かの判定を行う。

※【学校教育法施行令第22条の3】

両眼の視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの。

ただし、視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

4 出願手続

(1) 出願期間

平成29年1月13日(金)から1月20日(金)までとする。

(2) 受付時間

午前9時から午後5時までとする。

(3) 出願方法

志願者は、本校の入学願書に関係書類を添えて、出願期間内に提出すること。

なお、中学校、義務教育学校又は高等学校（特別支援学校の中学部又は高等部を含む）に在学中の者については、当該学校長を経由して提出すること。

◎ 請求先、提出先

〒780-0926 高知市大膳町6番32号

高知県立盲学校 教務部 入学検査係 Tel (088) 823-8721

(4) 出願制限

ア 第1志望

1校とし、高等部については1学科とする。

イ 第2志望

第1志望以外の1学科に出願することができる。

(5) 必要書類

ア 幼稚部志願者

- ・入学願書（本校配付の用紙、裏面に氏名を明記した写真を貼付したもの）
- ・受検票（本校配付の用紙、裏面に氏名を明記した写真を貼付したもの）
- ・眼科診断書（本校配付の用紙）
- ・健康診断書（本校配付の用紙）
- ・志願理由書（本校配付の用紙）
- ・入舎願（本校配付の用紙、寄宿舎入舎希望者のみ）

イ 高等部志願者

- ・入学願書（本校配付の用紙、裏面に氏名を明記した写真を貼付したもの）
- ・受検票（本校配付の用紙、裏面に氏名を明記した写真を貼付したもの）
- ・眼科診断書（本校配付の用紙）
- ・調査書（もしくは成績証明書 ※学部学科名も記載のあるもの）
- ・志願理由書（本校配付の用紙）
- ・入舎願（本校配付の用紙、寄宿舎入舎希望者のみ）

(6) 県外から本校を志願する者は、あらかじめ高知県教育委員会の承認を得て、出願しなければならない。

5 選考検査

(1) 選考検査日

平成29年2月10日（金）

	集合時間	検査開始時間
幼稚部	9：45	10：00
高等部及び高等部専攻科	8：30	8：50

- ※ 受検生は集合時間までに保護者同伴のうえ集合すること。
- ※ 検査開始時間に遅刻した場合には、遅刻した検査を受検できない場合があるので注意すること。
- ※ 検査終了時間や当日の日程詳細は受検票裏面を参照すること。

(2) 選考検査場所

高知県立盲学校

(3) 選考検査内容等

① 幼稚部

志願者の身体的、心理的諸検査及び保護者との面接を行う。

② 高等部普通科

- ・ 学力検査（国語、数学、社会、理科、英語）
- ・ 面接（志願者及び保護者）

※ 志願者の障害の状態及び発達段階に応じて学力検査にかわる諸検査を行うことがある。

③ 高等部保健医療科、高等部専攻科

- ・ 作文
- ・ 適性検査（一般常識等を問う筆記検査）
- ・ 機能検査
- ・ 面接（志願者及び保護者）

(4) その他

ア 寄宿舎への入舎希望者は学校面接と並行して寄宿舎面接を行う。

イ 受検方法は墨字受検、点字受検の中から選択する。ただし、墨字受検が不可能な者で、まだ点字学習を行っていない者は口問口答での受検を行うことができる。

ウ 点字学習中の者で触読が十分できないと認められる者は点字受検において受検時間をそれぞれ10分間延長できる。また、テープ等を併用することもできる。ただし、テープ等併用の場合は時間の延長はできない。

エ 受検時間に10分以上遅刻した場合は、その時間の受検は許可しないので注意すること。

6 合格者の発表

平成29年3月3日（金）午前9時に高知県立盲学校において受検番号で合格者の発表を行うとともに、出身（在学）学校長及び保護者もしくは本人あて通知をする。

7 出願期間外の取扱い

(1) 幼稚部

随時出願することができる。合格者の発表については、学校長が随時行うものとする。

(2) 高等部及び高等部専攻科

特別な理由〔※2月10日（金）の選考日に病気で来られない状況や2月10日（金）の選考日以降に県外から転居してきた場合等〕がある場合、平成29年3月3日（金）から3月17日（金）までに出願することができる。ただし、当該年度における同一学校の同一学科及び3により障害の程度が学校教育法施行令第22条の3に該当しないと判断された場合の再出願は認めない。

合格者の発表については平成29年3月22日（水）午前9時に高知県立盲学校において受検番号で合格者の発表を行うとともに、出身（在学）学校長及び保護者もしくは本人あて通知をする。

8 学力検査等の得点の口頭による開示請求

本校入学志願者選考のための選考検査における学力検査等では、口頭で開示請求することにより、個人の学力検査（作文、適性検査、機能検査を含む）得点と得点合計（機能検査においては評価及び結果）を閲覧することができる。

(1) 開示請求場所

高知県立盲学校

受付（事務室）で、口頭による開示請求であることを申し出ること。

(2) 開示請求期間

次のア又はイの期間とする。ただし、期間中の土曜日、日曜日及び祝日は除く。

ア 平成29年2月10日（金）の選考検査に関するもの

平成29年3月6日（月）から平成29年4月3日（月）まで

イ 期間外の出願に関するもの

平成29年3月23日（木）から平成29年4月21日（金）まで

(3) 開示請求ができる時間帯

午前9時から午後5時まで

(4) 請求ができる者

受検者本人又は受検者の法定代理人（保護者等）

(5) 必要書類

ア 受検者本人の場合は、写真の貼付された受検票

イ 法定代理人の場合は、受検票、受検者の法定代理人であることを確認するための書類（戸籍抄本など）及び法定代理人本人であることを確認するための書類（運転免許証など）